

標準請書條項

工事請書条項

第1条 工期内に本工事の完成を厳守する。

第2条 工事が完成し引渡すときは、検査官の検査に合格したものに限る。

第3条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第4条 工事の施工及び現場内の取締りに関しては、すべて貴官の指揮監督に従うものとする。

第5条 図面及び仕様書において監督官の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は、遅滞なく引き取らなければならない。

第6条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、特に監督官の立ち会いを得て施工する。

第7条 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、官側が図面又は仕様書に基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金の増額又は工期の延長をすることができない。

第8条 次の各号の一に該当するときは、この契約を解除されても異議の申立てをしない。

(1) 第10条及び第11条の規定以外の事由により、工期内に本工事が完成しないとき。

(2) 完全に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

第9条 前条の規定により、この契約を解除されたときは、請負代金の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

第10条 天災地変その他請負人の責に帰すことができない理由によって、工期内に完成の見込みがなく、工期を延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。

第11条 前条の規定以外の理由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を申請し、承諾を受ける。この場合、遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行する。ただし、遅滞料は、請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数

ごとに1,000分の1を乗じて計算した額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第12条 請負代金は、完成検査終了後、適法な支払請求書を提出した日から40日以内に支払を受ける。

2 前項の規定に基づく期限内に請負代金の支払を受けないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく支払遅延利息を請求することができるものとする。

第13条 本工事の保証期間は、目的物の引渡し後1年とする。ただし、仕様書等に別に示された場合には、その示された期間とする。

第14条 検査前に生じた工事目的物又は工事材料の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第15条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間の満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した額の延滞金を支払う。

第16条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示により解決する。

物品売買請書条項

第1条 納入する物品は、定められた規格又は見本どおりであって、納期内に検査に合格したものに限る。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 検査の結果不合格となった場合は、当方の負担において直ちに良品と交換、若しくは修補し、又は値引きする。

第4条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。

第5条 単価契約の場合には、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約したときには、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定するところによるものとする。

第7条 天災地変その他やむを得ない理由により納期に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、納期の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納期を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について未納分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第9条 保証期間は、納入後1年とする。ただし、仕様書に示された場合は、これによる。

第10条 検査の結果、不合格となったとき又は保証期間内に契約不適合（納

入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)が発見されたときは、当方の負担により指定された期日までに修補又は良品と交換する。

第11条 納入検査前に生じた物品の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第12条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額(円未満切捨て)を加算した額とする。

第13条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第14条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

修理請書条項

- 第1条 修理は、すべて仕様書又は図面に従い、履行期限内に検査に合格するものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 修理に使用する材料は、使用前に係官に連絡し、必要がある場合には検査を受けた後、使用するものとする
- 第4条 仕様書又は図面以外に修理を必要とする箇所を発見したときは、事前に係官に連絡し、その指示を受ける。
- 第5条 天災地変その他やむを得ない理由により履行期限内に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。
- 第6条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて納入したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について遅延部分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りではない。
- 第7条 修理物品を受領するときは、受領書を提出し、それ以後の請負者の責に期する滅失及びき損については原状に復するか、又は指定の期日までに損害賠償を行う。
- 第8条 修理が完成したときは、貴官に届け出てその日から10日以内に請負者又は代理人が立ち会いの上、検査を受け、合格した後引渡しをする。
- 第9条 検査の結果、不合格と認められたときは、直ちに再修理をする。
- 第10条 修理完成品を納入するときは、修理のため交換して不用になった部品は返還する。
- 第11条 請負代金は、受渡完了後適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。
- 第12条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づ

く税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第13条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第14条 修理箇所について、第8条に規定する引渡しから1年以内に契約不適合（引渡した修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）を発見した旨の通知を受けたときは、直ちにこれを修補し、その損害を賠償する。

第15条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する請負金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

第16条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第17条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

製作物供給請書条項

- 第1条 納入する物品は、定められた仕様書又は見本どおりであって、納期内に検査に合格するものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 検査の結果不合格となったときは、当方の負担において直ちに良品と交換若しくは修補し、又は値引きする。
- 第4条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。
- 第5条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。
- 第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。
- 第7条 天災地変その他やむを得ない理由により納期に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、納期の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。
- 第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納期を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について未納分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。
- 第9条 保証期間は、納入後1年とする。ただし、仕様書に示された場合は、これによる。
- 第10条 検査の結果、不合格又は保証期間内に契約不適合（納入した契約

物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。)が発見されたときは、当方の負担により指定された期日までに修補又は良品と交換する。

第11条 納入検査前に生じた物品の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第12条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

第13条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第14条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

役務供給請書条項

- 第1条 役務は、仕様書、図面又は見本に従い履行期限内に完了する。
- 第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 検査の結果不合格となったときは、遅滞なくこれを修補する。
- 第4条 契約代金は、役務完了後、適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。
- 第5条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。
- 第6条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。
- 第7条 天災地変その他やむを得ない理由により、履行期限内に役務を完了することができないときは、その理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。
- 第8条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて役務を完了したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して完了の日まで遅延1日について、遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。
- 第9条 検査の結果、不合格となったとき、又は役務完了の日から1年以内に、契約不適合（納入した契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）が発見されたときは、当方の負担において指定された期日までに修補する。
- 第10条 役務完了前に役務目的物又は役務材料について生じた損害その他

役務提供に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第11条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第12条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第13条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

糧食品売買請書条項

- 第1条 納入する糧食品は、品質、形状等すべて指示された規格仕様又は見本どおりで、新鮮かつ衛生的なものであって、検査に合格したものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 糧食品の納入は、発注書により行い、その増減は書面又は電話によるものとする。
- 第4条 検査の施行の際は、納入者又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは検査の結果について、異議の申し立てはしない。
- 第5条 検査の結果、不合格となったときは当方の負担において直ちに良品と交換又は値引きする。
- 第6条 納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出し30日以内に支払を受ける。
- 第7条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。
- 第8条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。
- 第9条 天災地変その他やむを得ない理由により、指示どおりの日時に納入することができないときは、部隊の給食に支障を来さない時間的余裕をもって貴官にその理由を詳記して、納入の延期又は契約の解除を請求する。
- 第10条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て納入期日を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について、その遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1に相当する

金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第11条 検査前に生じた損害は、すべて当方の負担とする。

第12条 納入者、その家族及び従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、速やかに衛生保健所に連絡するとともに納入を中止し、その旨を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第13条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第14条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第15条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

宿舎借上請書条項

第1条 宿舎及び食事の提供は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。

第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。

第4条 宿舎及び食事の提供については、安全及び衛生管理に万全を期す。

第5条 当方及びその従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、履行の中止を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第6条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第7条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第8条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第9条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第10条 天災地変その他やむを得ない理由により履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、契約の解除を申請し、その承認を受ける。

第11条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、

当方の負担とする。

第12条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第13条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第14条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。

借上請書条項

- 第1条 貴官の借上に係る内容は、仕様書、又は貴官の指示に従い、履行期間に適切に履行する。
- 第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 予定数量による契約の場合、その増減の通知は、書面又は口頭により受けるものとする。予定数量の増減による損害賠償は請求しない。ただし、著しい場合は、貴官と協議する。
- 第4条 貴官の借上げに係る物品（資機材及び車両等を含む。以下同じ。）の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該物品を差し出す期限をいう。）までに、貴官の指示する当方の貸出準備（貸出期間において支障のないよう整備を行い確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。この場合において、貸出し時における物品の破損等については、当方の負担とする。
- 2 貴官の借上げに係る不動産の全部又は一部の貸出しを行う場合には、貴官が定める当方の貸出期限（当方が貴官に当該不動産の全部又は一部を差し出す期限をいう。）までに、貸出期間中において支障のないよう整備を行うほか、安全及び衛生管理に万全を期するとともに、契約内容に備付器材等の使用が含まれているときには、貴官が指示する当方の貸出準備（当該器材等を使用可能な状態にして確認を受ける等の行為をいう。）を完了した後、貸出しを行う。
- 3 貸出期間中において、その貸し出した物品（以下「貸出物品」という。）又は不動産の全部若しくは一部（以下「貸出物品等」と総称する。）の使用が不能になったこと等により契約の目的を達し得ない状況が生じたときには、速やかに貸出物品等に代わる物品又は不動産の全部若しくは一部を差し出すこと等により必要な対策を講じる。ただし、当該状況が当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官とその後の対応等について協議の上、その指示に従う。
- 4 貴官は、借上期間中において、その借り上げた物品又は不動産の全部若しくは一部を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

5 貸出期間中において生じた貸出物品等の破損等に係る費用は、当方の負担とする。ただし、当該破損等が、当方の責に帰さない事由により生じたものである場合には、貴官と当該破損等に係る費用について協議する。

6 貸出物品の引取りについては、貴官が定める当方の引取期限までにその履行を完了する。この場合において、引取り時において生じた貸出物品の破損等に係る費用は、当方の負担とする。

第5条 検査が行われるときは、当方又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは、検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第6条 契約代金は、履行完了後、適法な支払請求書を提出してから、30日以内に支払いを受ける。

第7条 単価契約の場合、支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの入札若しくは見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合には、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第8条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第9条 天災地変その他やむを得ない理由により、契約内容どおり履行することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行の延期又は契約の解除等を申請し、その承認を受ける。

第10条 履行完了前に契約の目的その他契約履行に関して生じた損害は、当方の負担とする。

第11条 当方が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合は、この限りではない。

2 契約の解除が単価契約に係る場合には、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第12条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第13条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。